

特定非営利活動法人 Global Bridge Network

会費規定

(目的)

第 1 条 この規定は当法人の定款に基づき、会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

(入会金)

第 2 条 個人、団体に問わず、正会員、賛助会員となるための入会金は 0 円とする。

(年会費)

第 3 条 正会員、賛助会員の年会費を下記の通り定める。

- ・正会員 個人・団体 5,000 円
- ・賛助会員 個人 1 口 3,000 円 (1 口以上)
- 団体 1 口 30,000 円 (1 口以上)

(会費の免除)

第 4 条 下記に該当する者は、理事の合意により正会員の会費を免除することができる。

- ① GBN への貢献度が高いと判断され、理事から推薦された者
- ② 免除、減額すべき相当の事由があると認める会員

(自然退会について)

第 5 条 2 年間会費の入金がない場合には、原則自然退会とする。なお、事情があつて会費の納入が遅れるなどの連絡がある場合には自然退会を保留することがある。

(会員規約の変更)

第 6 条 当法人は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することができる。

附則

1. この規定は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。
2. 本規程は一部を変更し、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。